

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に基づく紛争解決援助制度の概要



雇用環境・均等室 相談受付・情報提供

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に基づく紛争解決援助制度

	労働局長による援助	調停
申請	口頭(来局、電話又は書面)	調停申請書の提出
ヒアリング	労働局が労働者と会社からヒアリングを行います。	調停委員が労働者と会社からヒアリングを行います。
解決にて	双方からのヒアリング内容を踏まえ、労働局長が問題解決に必要な助言等の援助を行います。	双方からのヒアリング内容を踏まえ、調停委員が調停案を作成し、当事者双方にお勧めします。
費用	無料	無料

事業主に対する行政指導等

解決

援助・調停の対象となる紛争

男女雇用機会均等法	育児・介護休業法	パートタイム・有期雇用労働法	労働施策総合推進法
<ul style="list-style-type: none"> ○募集・採用、配置・昇進・降格・教育訓練、福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新 ○間接差別 ○妊娠等を理由とする不利益取扱い ○セクシュアルハラスメントを防止する措置 ○妊娠・出産等に関するハラスメントを防止する措置 ○母性健康管理措置(募集・採用については調停の対象にはなりません) ○ハラスメント相談を行ったこと等を理由とする不利益取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ○育児休業制度 ○介護休業制度 ○子の看護休暇制度、介護休暇制度 ○所定外労働の制限 ○時間外労働の制限 ○深夜業の制限 ○勤務時間の短縮等の措置 ○育児休業等を理由とする不利益取扱い ○育児休業等に関するハラスメントを防止する措置 ○労働者の配置に関する配慮 ○ハラスメント相談を行ったこと等を理由とする不利益取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ○昇給、退職手当および賞与の有無、相談窓口についての労働条件の文書交付などによる明示 ○通常の労働者と同視すべきパートタイム・有期雇用労働者に対する差別的取扱い ○職務の遂行に必要な教育訓練の実施 ○福利厚生施設の利用の機会の配慮 ○通常の労働者への転換を推進するための措置 ○雇入れ時の雇用管理改善措置の内容(賃金制度など)についての説明 ○待遇の決定に当たって考慮した事項の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○パワーハラスメントを防止する措置(※) ○パワーハラスメントの相談を行ったこと等を理由とする不利益取扱い(※) 中小企業の場合は令和4年4月1日以降に生じた紛争が対象

お問い合わせ先

三重労働局雇用環境・均等室

〒514-8524 津市島崎町327番2号 津第二地方合同庁舎
 TEL 059-226-2318 FAX 059-228-2785
 津駅東口から徒歩13分 三重交通バス(イオン津 行)島崎町またはイオン津下車

